

令和3年度 第10回庁議要旨

日時：令和3年8月24日（火）
午前9時～午前9時50分
会場：防災センター

[審議事項]

1 地域再生計画（地方創生応援税制）の策定について（復興政策部）

本市では、現在、2つの地域再生計画について内閣総理大臣の認定を受け、石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）に位置付く3つの事業で地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）を活用している。

同制度は、令和2年度税制改正において、総合戦略に位置付く事業を大括り化した包括的な地域再生計画の認定申請が可能となった。

なお、包括的な地域再生計画の認定後は、個別事業ごとの地域再生計画の認定手続きを経ることなく、総合戦略に位置付く幅広い事業の中から充当事業を選択し、企業版ふるさと納税の寄附を活用することができることとなる。

令和3年度を始期とする第二次石巻市総合計画（総合戦略と一体的に策定）の策定に合わせ、企業版ふるさと納税に係る包括的な地域再生計画の認定を受けることにより、民間資金を活用した地方創生の取組を推進する。

(1) 主な内容

包括的な計画の認定申請

総合戦略に位置付く事業を大括り化した包括的な地域再生計画の認定申請を行う。

- ① 計画の名称 石巻市まち・ひと・しごと創生推進計画
- ② 計画期間 地域再生計画の認定日～令和7年3月31日（税制特例の適用期限）

※ 寄附の対象となる事業について

ア 原則として地域再生計画の認定後に着手する事業であること

イ 既存の住民サービスとして行ってきた事業について、寄附を契機として質的又は量的な変化があることを明確に説明できる場合には対象となり得る。

ウ 国の補助金や交付金の対象となる事業の地方負担分については、原則として寄附を充てることはできない。（ただし、地方創生に関連する国の補助金・交付金の地方負担分については、併用が認められるものがある。）

- ※ 現在の寄附活用事業については、現行の地域再生計画の計画期間満了後（令和4年4月1日以降）も、今回認定申請を行う包括的な地域再生計画に基づき引き続き企業版ふるさと納税の寄附の活用が可能

(2) 今後の予定

令和3年 9月上旬 地域再生計画認定申請書の提出

2 損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する適用対象の見直しについて(産業部)

信用保証協会が求償権を放棄又は譲渡する場合、市は回収金を受け取る権利を放棄することになることから、地方自治法第96条第1項第10号により法令に特別の定めがある場合を除き、議会の議決を要するが、従来の条例では、東日本大震災による甚大な被害を受けた中小企業者等の事業の再生を支援することに限って、宮城県信用保証協会が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に市に納入すべき納付金を受け取る権利を放棄することを定めていた。

昨今の新型コロナウイルス感染症に伴う経済状況の悪化により、令和2年10月に「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の適用対象として「新型コロナウイルス感染症」が追加された。

また、自然災害によらず世界的な経済状況の悪化が予想されており、本市が損失補償契約を締結している信用保証協会では、求償権を放棄又は譲渡する事項に、産業競争力強化法等に基づく中小企業再生支援協議会や独立行政法人中小企業基盤整備機構等が指導・助言により策定を支援した再建計画も対象とされている。

東日本大震災以降、新型コロナウイルス感染症を含む昨今の様々な自然災害や、経済状況の悪化等から事業再生を図る中小企業者等の一刻も早い再生に資するためには当該権利の放棄を迅速に進める必要がある。

新型コロナウイルス感染症に伴う経済状況の悪化や、今後想定される債務整理等について信用保証協会の対象事項と同様に、権利放棄の対象とし、中小企業の事業再生を支援する。

(1) 主な内容

石巻市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の権利の放棄に関する条項について、新型コロナウイルス感染症を含む自然災害による債務整理によるものや下記法律等に基づき各支援機関等が策定を支援した再生計画に基づく権利の放棄について条項改正するもの。

ア. 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）

イ. 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）

ウ. 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）

エ. 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）

オ. 私的整理に関するガイドライン（平成13年9月19日策定）

カ. 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（平成27年12月25日策定）

なお、改正前の本条例の規定によりなされた申出は、経過措置により改正後の条例によりなされたものとみなす。

- ① 中小企業再生支援協議会が指導又は助言により策定を支援した再建計画【ア】
- ② 中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画【ア】
- ③ 中小企業基盤整備機構の指導又は助言により策定を支援した再生計画【ア】
- ④ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画【イ】
- ⑤ 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画【ウ】

- ⑥ 特定認証紛争解決事業者による特定認証紛争解決手続に従って策定された事業再生計画【ア】
- ⑦ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画【オ】
- ⑧ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に基づく調停における調書又は決定において特定された再生計画【エ】
- ⑨ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定調停法に基づく調停における調書又は決定において特定されたもの【カ】
- ⑩ その他前各号に準ずる計画等であって、市長が適正であると認めるもの
- ※ 東日本大震災による被害、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対する求償権放棄は⑨自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに含まれる。

(2) 今後の予定

令和3年 9月 市議会第3回定例会に石巻市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：公布の日から施行)

3 石巻市営復興住宅の福祉施設等への活用について（建設部・福祉部）

震災後、市内には4, 456戸の復興住宅が整備されたが、地域により空き戸が常態化している住宅があることから、これら住宅の有効活用を図る必要がある。

復興住宅について福祉施設等への目的外使用を進めることにより、本市の福祉増進と空き戸の利活用を図る。

(1) 主な内容

- ① 対象事業 共同生活援助等の福祉施策
- ② 対象者 医療法人、社会福祉法人など
- ③ 募集方法 公募とし、提出された事業計画書を審査し事業者を選定
- ④ 月額使用料 復興住宅収入分位Ⅰの月額家賃相当額
- ⑤ その他 住宅は現状のまま貸し出し、運営に必要な備品設備等は事業者が整備

(2) 今後の予定

令和3年 9月 石巻市営住宅の社会福祉法人等の使用等に関する取扱要綱制定
復興住宅の福祉施設等への活用に係る公募（十八成浜復興住宅）及び事業者の選定
10月 同住宅目的外使用許可後、事業開始予定

4 石巻市立病院倫理委員会の組織の見直しについて（病院局）

石巻市立病院における医の倫理に関する諸問題を審査する石巻市立病院倫理委員会について、同委員会の委員長は市立病院副院長をもって充てることとしている。

副院長と同様に病院長を補佐する病院長特別補佐についても、同委員会の委員長として指名することができるよう改正を行い、同委員会の適正な運用を図る。

(1) 主な内容

石巻市立病院倫理委員会条例について、下記のとおり改正を行う。

- ① 倫理委員会委員長に関する規定を次のように改める。

| 改正後 | 現行 |
|-----------------------|------------------------|
| 委員長は市長が指名する委員をもって充てる。 | 委員長は石巻市立病院副病院長をもって充てる。 |

- ② 他の委員の任期の途中に新たに選任された委員の任期は、他の委員の任期満了の日までとする規定を追加する。

(2) 今後の予定

令和3年 9月 市議会第3回定例会に石巻市立病院倫理委員会条例の一部改正について提案
(公布の日から施行)

[報告事項]

1 感染症拡大防止に向けた市税等口座振替推進キャンペーンの実施とスマホ収納の導入による納付環境の充実について（新型コロナウイルス感染症対策）（財務部・会計管理者）

市税等の納付手続の簡素化と市民の利便性の向上を図るため、口座振替をはじめ、コンビニ収納やゆうちょ銀行での納付書納付取扱いなど、納付環境の整備を進めてきたところであるが、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、人と人との接触機会を減らす取組の強化が求められている。

対面手続による新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、市役所や金融機関の窓口、コンビニに赴く必要がない口座振替での納付の推進を目的に、市税等に係る口座振替推進キャンペーンを実施し、併せて、スマートフォン決済アプリを活用した納付環境を整備し、キャッシュレス化による非接触型納付環境の充実を図る。

(1) 主な内容

- ① 感染拡大防止市税等口座振替推進キャンペーンの実施

- ア 実施内容 キャンペーン期間中に新規で口座振替の申し込みをし、条件を満たした全ての方へQUOカード（1,000円分）を贈呈する。
- イ 実施期間 令和3年10月15日（金）から令和3年12月15日（水）まで
- ウ 受付場所 市役所各担当課（郵送申込可）、各総合支所、各支所の窓口
石巻市指定金融機関、収納代理金融機関
㈱七十七銀行、石巻信用金庫、㈱仙台銀行、石巻商工信用組合、㈱東北銀行、
㈱岩手銀行、㈱北日本銀行、㈱荘内銀行、東北労働金庫、いしのまき農業協同組合、宮城県漁業協同組合石巻総合支所、㈱ゆうちょ銀行
- エ 対象税目等 市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税、下水道事業受益者負担金、下水道事業受益者分担金、農業集落排水事業分担金、浄化槽事業分担金、介護保険料、保育料、食材料費、後期高齢者医療保険料、災害援護資金貸付金（災害援護資金貸付金利子含む）、延長保育料、放課後児童クラブ利用負担金、防災集団移転用地貸付料
- オ 対象条件 令和3年度において納税、納付義務があり、キャンペーン期間中に新規で口

座振替の申し込みをした方で、次のいずれにも該当しないこと。

- a すでに口座振替をしている税金、料金等の口座を変更した場合
- b 納税組合に加入している場合
- c 税金、料金等に滞納がある場合

カ その他 QUO カードは、口座振替の申し込みが確認できた方へ後日郵送する。

② スマホ収納の導入

ア 実施内容 コンビニ収納サービスを実施している市税等（30万円以下）について、スマートフォンを活用したキャッシュレス決済を導入する。

イ 実施日 令和4年4月開始予定

ウ 対象税目等 上記口座振替対象税目等及び奨学金貸付金。ただし、延長保育料、放課後児童クラブ利用負担金、防災集団移転用地貸付料は除く。

エ 利用できるアプリ提供会社 ①PayB、②Pay Pay、③LINE Pay、④支払い秘書

※②③は、奨学金貸付金、災害援護資金貸付金の取扱不可

(2) 今後の予定

令和3年 9月 市議会第3回定例会に関係補正予算案について提案

10月 キャンペーン実施の周知（市ホームページ、市報、新聞広告、ポスター掲示等）
感染予防口座振替推進キャンペーン実施（10/15～12/15）

令和4年 4月 スマホ収納開始

2 令和2年度石巻市復興公営住宅入居者等健康調査結果について（健康部）

東日本大震災による被災者の心身の健康状態について、復興公営住宅入居後においても心の問題や体調の悪化などが懸念されている。

復興公営住宅入居者等を対象に、健康調査（郵送）を行い、その健康状態を把握することにより、要支援者を専門機関等の適切な支援に結びつけるとともに、今後の支援のための基礎資料とする。

(1) 主な内容

① 災害公営住宅入居者健康調査（1年以上の入居者対象の健康調査；県と市共同）

ア 調査期間 令和2年11月～令和3年2月

イ 対象世帯数 3,932世帯

ウ 調査世帯数 2,692世帯（回収率68.5%）

エ 調査人数 4,295人

オ 調査方法 郵送による配布・回収

② 防災集団移転団地入居者健康調査（自立再建世帯対象の健康調査；県と市共同）

ア 調査期間 令和2年11月～令和3年2月

イ 対象世帯数 484世帯

ウ 調査世帯数 330世帯（回収率68.2%）

エ 調査人数 916人

オ 調査方法 郵送による配布・回収

③ 調査結果（詳細は別紙資料のとおり）

(2) 今後の予定

令和3年 9月 市ホームページ公開

※調査結果を石巻市社会福祉協議会、宮城県看護協会等関係機関へ情報提供

3 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う中小企業者への独自支援策の実施について（新型コロナウイルス感染症対策）（産業部）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化していることから、経済状況の悪化、事業者の経営ひっ迫など、解雇や雇止めによる非自発的な理由により離職を余儀なくされた状況が見受けられる。

宮城県においては、「みやぎ正社員雇用緊急対策事業」を実施し、雇用確保のため、「正社員雇用奨励金」を実施しているが、市内の事業主に対し、雇用の確保及び労働者の早期再就職へのさらなる支援を実施する必要がある。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者へ支援することにより、労働者の正規雇用を促進する。

(1) 主な内容

正社員雇用奨励金上乗せ補助金

- ① 目的 新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方等の早期再就職をさらに促進するため、宮城県の正社員雇用奨励金を支給された事業主に対し、上乗せ補助金を支給する。
- ② 対象 宮城県の正社員雇用奨励金の支給を受けた事業主
- ③ 対象要件 ア 石巻市内に支給対象事業所があること
イ 雇用した労働者が石巻市内に居住していること
- ④ 支給額 奨励金支給対象労働者1名につき 250千円
※宮城県正社員雇用奨励金：非自発的失業者1人雇用につき500千円
正社員：雇用期間の定めのない雇用契約を締結する労働者であって、1週間の所定労働時間が30時間以上であるものとして雇用されるもの。

(2) 今後の予定

令和3年 9月 市議会第3回定例会に係る補正予算案について提案

補助金交付要綱の制定

市ホームページ等により周知

10月 補助金交付申請受付開始

4 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給について（産業部）

宮城県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の適用を受け、県内全域の飲食店に対し令和3年8月20日から9月13日の期間における営業時間の短縮を要請した。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の要請に応じて営業時間を短縮した事業者等に対

して協力金を交付することにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、国民生活及び国民経済の混乱を回避する。

(1) 主な内容

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請に応じた事業者に対して、協力金を支給する。

- ① 対象事業者 全飲食店
- ② 対象要件
 - ・令和3年8月19日以前から開業していること
 - ・営業の実態がある飲食事業者であること
 - ・県からの要請に応じて、対象期間（令和3年8月20日から9月13日まで）全日において営業時間短縮を行うこと
- ③ 支給額 1,200,000千円
(対象約1,000店舗×1店舗当たり平均支給額1,200千円)

(2) 今後の予定

- 令和3年8月 石巻市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要綱の制定
市ホームページ等により周知
- 9月 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付申請受付開始
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付開始

5 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（建設部）

市道屋敷浜猪落線の改良事業に伴う道路施設用地及び資材置場用地を造成するため、公有水面の埋立てを行った。

公有水面の埋立てにより生じた土地を確認し、市域に加える。

(1) 主な内容

公有水面埋立法により開始した市道屋敷浜猪落線道路施設用地及び資材置場用地の造成が竣功したことに伴う宮城県からの通知に基づき、公有水面埋立てによりあらたに生じた土地を本市の区域内に生じた土地として確認するとともに、石巻市の字の区域に加えようとするもの。

【市域編入区域】

- 埋立区域 ア) 石巻市渡波字屋敷浜6番2に隣接する公有水面（道路）
イ) 石巻市渡波字屋敷浜6番2に隣接する公有水面（資材置場）
- 埋立面積 ア) 2909.51平方メートル
イ) 947.26平方メートル
- 竣功認可日 令和3年8月11日（ア、イ）
- 新たな字名 渡波字地竹（ちたけ）

(2) 今後の予定

- 令和3年 9月 市議会第3回定例会にあらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について提案

6 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整理について（建設部）

市過疎地域自立促進特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法施行令が令和3年3月31日にその効力を失い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令が令和3年4月1日から施行された。

また、同法附則第12条及び同令附則第7条により、公営住宅法及び公営住宅法施行令の一部改正が行われた。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等の施行に伴い、石巻市営住宅条例の一部について整理を行う。

(1) 主な内容

石巻市営住宅条例附則第9項中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項及び第3条第1項」に改める。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の石巻市営住宅条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(2) 今後の予定

令和3年 9月 市議会第3回定例会に石巻市営住宅条例の一部改正について提案

7 令和3年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施について（教育委員会）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」ものとなっており、本市では、平成20年度から、震災直後の平成23年度を除き毎年実施している。

点検及び評価の実施に当たっては、学識経験者の知見の活用を図るものとされており、3名の学識経験者を選任し、意見聴取を行っている。

意見聴取した結果を報告書としてとりまとめ、公表することによって、市民に対する教育行政の説明責任を果たすとともに、適正かつ効率的な教育行政の運営に資することを目的とする。

(1) 主な内容

令和2年度に実施した「石巻市教育振興基本計画実施計画」の掲載事業から、将来に渡り長期的に継続していくべき事業、子どもの安全・安心のため重点的に取り組むべき事業として、学校教育分野で9事業、社会教育・保健体育分野で3事業の合計12事業を選定し、点検及び評価を実施した。

点検・評価の実施方法

- ① 教育委員会各課において、対象事業における実施状況、成果等の自己点検及び評価を行う。
- ② 学識経験者から意見を聴取し、報告書としてとりまとめる。
- ③ 教育委員会定例会にて審議後、報告書を議会へ提出、市ホームページに掲載する。

(2) 今後の予定

令和3年 9月 市議会第3回定例会に報告書を提出、ホームページへ掲載

8 石巻市複合文化施設（マルホンまきあーとテラス）へのWi-Fi設備等の整備について（新型コロナウイルス感染症対策）（教育委員会）

新型コロナウイルス感染拡大のリスクを考慮し、研修等においてインターネットを利用した講義やリモート配信等が行われている中、文化施設においてもWi-Fi設備の整備やホール等での配信公演に対応する光回線設備の整備など、感染防止対策への取組が求められている。

複合文化施設にWi-Fi設備等を整備し、新型コロナウイルス感染拡大防止と文化芸術活動の促進を図る。

(1) 主な内容

複合文化施設へのWi-Fi設備等の導入

研修室・活動室、博物館（常設展示室・企画展示室）等：Wi-Fi設備の整備

大ホール・小ホール等：光回線設備の整備

(2) 今後の予定

令和3年 9月 市議会第3回定例会に関係補正予算案について提案

10月 施設内Wi-Fi設備等整備

秋 石巻市博物館開館

【その他】

- ・令和3年第3回定例会会期日程（予定案）（総務部）
- ・営業時間短縮の協力要請に対する見回りについて（生活環境部）
- ・病院局における職員証について（病院局）
- ・ツール・ド・東北開催に伴う職員の協力について（産業部）

以上